

平成13年(ネ)第3260号

1 審原告 朴 ■一ほか79名

1 審被告 国







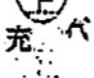


準備書面(5)

平成14年12月12日

大阪高等裁判所第3民事部 御中

一審被告指定代理人

小	尾	
藤	谷	俊
千	柴	俊
中	野	渡
福	田	篤
近	野	
下	野	恭
天	野	智
坂	井	盛
樋	上	浩
松	田	
今	村	恭
齋	藤	一
岩	井	茂
神	村	
豊	田	真
		由

 代
 之
 代
 守
 代
 史
 代
 浩
 代
 子
 代
 男
 代
 司
 代
 誠
 代
 武
 代
 一
 代
 郎
 代
 充
 代
 子
 代

第1	本準備書面の主旨	1
第2	一審原告らの訴えの変更に対する答弁	1
第3	追加された請求原因（相続）に対する認否	1
第4	訴えの取下げに対する同意	2
第5	予備的主張	5

第1 本準備書面の主旨

一審原告らは、平成14年11月15日付け及び同年12月3日付けの各準備書面において、原告番号2, 3, 4, 10, 12, 18, 21, 24, 25, 29, 30, 32, 33, 36, 41, 47, 48, 50, 51, 56, 58, 60, 68, 73, 75, 76, 78, 79, 80ないし82の一審原告及びその承継人につき、従前の請求に追加して、被相続人（浮島丸乗船者）が一審被告に対して取得した慰謝料請求権を相続したとする請求ないし一審原告ら自身が浮島丸乗船者本人として一審被告に対して取得した慰謝料請求をそれぞれ新たに請求する（訴えの変更）とともに、上記原告番号の一審原告並びに原告番号63及び同65の一審原告について、従前の訴えを全部ないし一部取り下げた。

そこで、一審被告は、本準備書面において、訴えの変更後の請求の趣旨ないし取下げについて答弁するとともにこれらの一審原告らを含む全ての一審原告ら及びその承継人について、予備的主張をする。

第2 一審原告らの訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

一審原告らの変更後の請求をいずれも棄却する

訴訟費用は一審原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、本件において仮執行宣言を付することは相当ではないが、仮にこれを付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第3 追加された請求原因（相続）に対する認否

1 相続の事実

追加された請求原因に係る相続の事実はいずれも不知。

2 犠牲者らの有する損害賠償請求権（慰謝料請求）を相続取得した旨の主張に

ついて

一審原告ら及びその承継人が相続により取得したとする損害賠償請求権の成立について争う。

一審被告は、かかる損害賠償請求権が成立しないことにつき、一審被告の原審及び当審における従前の主張を援用して主張する。

第4 訴えの取下げに対する同意

一審被告は、一審原告らの平成14年11月15日付け準備書面、同年12月3日付け準備書面における訴えの取下げ（請求の減縮）について、次のとおり同意する。

- 1 原告番号2, 3, 4, 12, 21, 29, 36, 51, 58, 60, 78について

上記の一審原告らについては、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分（供養料を請求していた者についてはこれを除く。）が5000万円から0円に減縮（全部取下げ）されたので、これらにつきいずれも同意する。

- 2 原告番号10について

原告番号10の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が5000万円から3866万4597円に減縮（1133万5403円取下げ）されたので、これにつき同意する。

- 3 原告番号18, 30について

原告番号18, 30の各一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が5000万円から2500万円に減縮（2500万円取下げ）されたので、これにつき同意する。

- 4 原告番号24について

原告番号24の一審原告の承継人（孫■分）については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が5000万円から3000万円に減縮

(2000万円取下げ)されたので、これにつき同意する。

5 原告番号25について

原告番号25の一审原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が5000万円から762万7119円に減縮(4237万2881円取下げ)されたので、これにつき同意する。

6 原告番号32, 41, 68, 75について

原告番号32, 41, 68, 75の各一审原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から0円に減縮(全部取下げ)されたので、これにつき同意する。

7 原告番号33について

原告番号33の一审原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から1384万6154円に減縮(615万3846円取下げ)されたので、これにつき同意する。

8 原告番号47について

原告番号47の一审原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から1000万円に減縮(1000万円取下げ)されたので、これにつき同意する。

9 原告番号48について

原告番号48の一审原告の承継人(鄭■日)については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から363万6363円に減縮(1636万3637円取下げ)されたので、これにつき同意する。

10 原告番号50について

原告番号50の一审原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から1200万円に減縮(800万円取下げ)されたので、これにつき同意する。

11 原告番号56について

原告番号56の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が5000万円から1619万0477円に減縮・訂正（3380万9523円取下げ）され、供養料10万円も全部取り下げられたので、これにつき同意する。

12 原告番号63について

原告番号63の一審原告の承継人（金■吾）については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から307万6923円に減縮（1692万3077円取下げ）されたので、これにつき同意する。

13 原告番号65について

原告番号65の一審原告の承継人（朴■珠）については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から571万4285円に減縮（1428万5715円取下げ）されたので、これにつき同意する。

14 原告番号73について

原告番号73の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から500万円に減縮（1500万円取下げ）されたので、これにつき同意する。

15 原告番号76について

原告番号76の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から866万6667円に減縮・訂正（1133万3333円取下げ）されたので、これにつき同意する。

16 原告番号79について

原告番号79の一審原告の承継人（孫■龍）については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が5000万円から800万円に減縮・訂正（4200万円取下げ）されたので、これにつき同意する。

17 原告番号80について

原告番号80の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求

に係る請求部分が2000万円から909万910円に減縮（1090万9090円取下げ）されたので、これにつき同意する。

18 原告番号81について

原告番号81の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から468万0852円に減縮（1531万9148円取下げ）されたので、これにつき同意する。

19 原告番号82について

原告番号82の一審原告については、従前の訴訟物である固有の慰謝料請求に係る請求部分が2000万円から1333万3334円に減縮（666万666円取下げ）されたので、これにつき同意する。

第5 予備的主張

一審被告は、平成13年10月23日付け準備書面(1)8, 9, 45ないし52ページにおいて、原告番号38ないし40, 42, 45, 46, 63ないし67, 69, 70, 72及び77の各一審原告との関係で、予備的に、一審原告らと一審被告との間に「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」があり、その法律関係に基づき、一審原告らが一審被告に対して、本来的債務ないし付随的義務としての債務不履行に基づく損害賠償請求権を有するとしても、①日韓協定2条1及び3により一審被告は一審原告らの請求に応じる法的義務がないとの主張及び②消滅時効の援用の主張をしたが、その余の一審原告ら及びその承継人との関係でも、予備的に上記①及び②の主張をする。

これらの点に関する一審原告らの当審における従前の主張に対しては、一審被告の当審における従前の主張を援用する（一審被告の平成14年7月25日付け準備書面(2)、同年11月21日付け準備書面(3)及び同日付け準備書面(4)）。